

大雪地区広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める
規則

令和2年6月12日
規則第2号

改正 令和2年9月3日 規則第3号
令和2年12月21日 規則第4号
令和3年3月10日 規則第2号
令和3年6月23日 規則第3号
令和3年9月24日 規則第4号
令和3年12月9日 規則第5号
令和4年2月25日 規則第2号
令和4年6月29日 規則第3号
令和4年9月22日 規則第4号
令和4年12月5日 規則第5号
令和5年3月24日 規則第1号

大雪地区広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年大雪地区広域連合条例第2号）附則の規則で定める日は、令和5年5月7日とする。

附 則（令和2年6月12日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月3日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月21日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月10日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月23日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月9日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月25日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月29日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月5日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 条例附則第13項で定める被保険者が令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染したとき、また発熱等により当該感染症が疑われるときは、本規則の適用を受けるものとみなす。